

大会開催についてのガイドライン

一般社団法人愛媛県なわとび協会

本ガイドラインは、スポーツ庁や日本スポーツ協会等の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを参考に作成した。今後の新型コロナウイルスの科学的知見の更新や国内の感染状況の変化により逐次見直すことがある。

【大会の開催方法】

「愛媛県対新型コロナ防衛戦略～愛顔を守ろう～」の「感染第2波への対処戦略（R2.6.12改訂版）」に記載されている警戒レベルごとに大会開催方法を変更する。

	感染対策期	感染警戒期	感染縮小期	制限なし
個人 種目	ビデオ審査	実施。ただし、時間で区切り、密を避けるようにする。	実施。ただし、時間で区切り、密を避けるようにする。	実施。ただし、時間で区切り、密を避けるようにする。
団体 種目	ビデオ審査	ビデオ審査	実施。ただし、時間で区切り、密を避けるようにする。	実施。ただし、時間で区切り、密を避けるようにする。
観覧者	無し	未就学児・小学生は保護者1名まで引率可能。	選手1名につき、1名観覧可能。	選手1名につき、2名観覧可能。

【大会開催の前提条件】

- 緊急事態宣言の解除
 - ①移動制限の解除
 - ②不要不急の外出自粛の解除
 - ③店舗営業自粛の解除
 - ④学校において部活動が認められている
- 大会開催を管轄する自治体からイベントの開催が認められている。
- 医療機関に新型コロナウイルス感染症患者受け入れ対応の余裕がある状態である。
(医療体制および一般診療・救急診療体制に問題ない)
- 大会に関わる全ての人(競技者・指導者・スタッフなど)の健康状態の管理体制を整える。
(開催2週間前の体調報告・検温の義務、および終了後2週間の体調管理・検温の義務)
- 活動再開についてのガイダンス「大会開催について」に沿った大会運営をする。

【大会開催にあたっての基本注意事項】

- 3密を回避(下記の3点が生じる場所を徹底的に解消する)
 - ・密閉空間(換気の悪い密閉空間である)

- ・密集場所（多くの人が密集している）
- ・密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

※上記が想定される場所で「3密」の状態を排除する設定をする。

2 感染症対策

- ・こまめに手洗いまたは手指の消毒を行い、手を清潔に保つ。
- ・マスクを着用し、咳をする際には、咳エチケットにより飛沫を飛ばさないようにする。

※マスクの着用については、状況によって判断する。マスクを着用して運動を行った場合、体温を下げていくと熱中症を引き起こす恐れもあるため、息苦しさを感じた場合はマスクを外して休憩をとるなど無理をしない。

3 主催者としてすべきこと

- ・3密を解消する工夫を徹底する。
- ・多くの人が頻繁に触れる箇所を清掃・消毒し、環境を清潔に保つ。
- ・大会に関わるすべての人に大会開催地の新型コロナウイルス感染症に関する状況を伝える。

4 大会に関わる全ての人（競技者・チーム関係者・大会役員・観客・メディアなど）がすべきこと

- ・3密を避けて行動することを徹底する。
- ・体調管理を徹底する。
- ・大会終了後、2週間以内に発熱などの症状があった場合には最寄りの保健所、医師会、診療所等に報告し、保健所、医師会、診療所等に相談後、必ず大会主催者に報告すること。

【大会開催にあたっての配慮事項】※必要に応じて大会要項・競技注意事項に記載する。

1 感染防止対策を講じること

(1) 3密を回避（密閉・密集・密接）する

- ・ソーシャルディスタンス（日本では2m）確保の工夫（部屋のレイアウト変更など）
- ・室内換気の確保
- ・集合時間をずらした行動など

①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）の対策

大会会場／選手控室／スタッフ控室などの室内換気を徹底する。

②密集場所（多くの人が密集している）の対策

大会会場／観客席／更衣室／招集所／お手洗いにおいて、ソーシャルディスタンスを確保できる使用人数で制限する。

③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）の対策

大会会場／選手控室／更衣室／招集所において、ソーシャルディスタンスを確保できる使用人数で制限する。また物の受け渡しは極力避け、避けられない場合は、手洗い・手指の消毒をする。

(2) 競技者に対し実施すること。

①競技者に対し大会2週間前からの検温を義務付け、指定の体調管理チェック表に記入し提出させる。

②受付時に体調管理チェック表を受け取る。（※チーム・学校の場合は代表者がまとめて提出してもよい）主催者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、イベ

ント当日に参加者より提出を求めた書面の保存期間(少なくとも1ヶ月以上)を定めて保存しておく。主催者は提出していない競技者を出場不可とすることができる。

③不確かな競技者がいた場合は、その場で検温を実施し、状況により参加を許可しない。

不確かな競技者の事例：一見して体調が悪そうに見える、顔がほてっている、咳、鼻水の症状(風邪の症状)が見られる。

④運動時を除きマスクの着用を義務とし、主催者はマスクをしてない人に対し注意を促す。

⑤手洗い、うがい、手指の消毒、洗顔の徹底を呼び掛ける。

(3) 室内清掃・消毒の準備を整える。

(4) ソーシャルディスタンスを確保するため、医務室の広さを十分に確保し、医師/保健師/看護師などを医務室に常駐させる。プライバシーが守れるように注意する。

(5) 医療用個人防護具を準備する。(フェイスシールド、ゴーグル、手袋、マスク、白衣など)

(6) 発熱者が出た場合の隔離室または隔離できるテントを確保する。(適切な部屋が確保できない場合は、飛沫感染防止可能なカーテン、パーテーションなどで仕切ったコーナーを用意する)

(7) 競技者とスタッフの動線をできる限り分ける。

2 対象者毎の配慮事項

(1) 共通事項(主催者は大会に関わる全ての人に以下の内容を伝える)

①大会2週間前から体調管理チェック表を記入し、大会当日、主催者に提出する。

※以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる(当日に書面で確認を行う)。

・体調がよくない場合(例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)

・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

②マスク着用、手洗い・洗顔を徹底する。

③3密回避行動を心掛ける。

④大会の規模、目的に応じて参加資格に制限をかける。

・年齢、参加資格記録等でレース数、組数の調整をする。

・参加者数に応じた競技役員を委嘱する。(年齢考慮)

(2) 競技者(事前通知及び当日会場内でアナウンスし注意喚起をする)

①競技者の体調管理チェック表をチームの代表者が取りまとめて主催者に報告・提出する。

②ウォーミングアップは個別/チーム別に行う。

③競技用具使用後は手洗い、手指の消毒をする。

④体液の付着したゴミは自己責任で処理する。(基本的に持ち帰り)

(3) 主催者/スタッフ(以下を伝え、必要に応じ委嘱状・マニュアル等に記載する)

①主催者は文書・メール等を活用し、事前打ち合わせを減らす工夫をする。

②主催者は新型コロナウイルス感染症が重症化しやすい65歳以上の競技役員には、原則として、委嘱しないことが望ましい。

③新型コロナウイルス感染症が重症化しやすい基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患、高血圧、透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方等)を持っている者には、スタッフ委

嘱の連絡の際に辞退するよう促す。

④競技者と接触を減らす工夫をする。

⑤3密の回避行動、マスクの着用、眼からの飛沫感染を防ぐための眼鏡、使い捨ての手袋を緊急時にすぐ着けられるように携帯する。

⑥用器具、通信機器、審判用具、計測機器、情報端末、その他共用物の使用後は手洗い、手指の消毒、洗顔を欠かさない。

(4) チーム関係者、観客（事前通知及び当日会場内でアナウンスし注意喚起をする）

①観客を入れない、または観客を限定的に入れても十分な広さがある場合において、3密を防ぐため客席（スタンドなど）をチーム関係者など待機スペースとして有効的に使用する。

②声を出しての応援、集団での応援を行わない。

③競技者に付き添う場合の競技者との接触、ソーシャルディスタンスを確保し、会話に注意する。

④混雑を回避するため、競技者に付き添う者のウォームアップ場への立ち入りを最小限にする。

3 施設における配慮事項

(1) 施設入場時の配慮事項

①大会役員及び競技者受付所など、対面して受付を行う場所にシールド（透明なシートなど）を設置、またはフェイスシールドを準備し対応する。

②受付にて不確かな者に検温を実施する。

③入退場口での手指の消毒液を準備する

④ソーシャルディスタンス確保の呼びかけ。（整列に必要なマークの設置）

(2) 施設利用上の配慮事項

①常時換気の実施（窓開け・戸開けの実施）※換気できない場所は利用しない。

②諸室・招集所などの座席配置を工夫する。（ソーシャルディスタンスの確保）

③拡声器・通信機器を利用する。

④直接の接触回避を工夫する。

⑤多くの者が接触する可能性がある箇所の清掃（消毒）頻度を増やす。

（施設所有者・管理者に確認すること）

⑥終了後、施設の設備や用器具の清掃、消毒を行う。

⑦トイレ（便座、ドアノブ、水洗トイレのレバー等）を清潔に保つ。（便座の蓋をしてから流す）

⑧ゴミ箱を撤去し、ゴミは各自持ち帰るように事前に周知し、かつアナウンスをする。

⑨発熱者が出た場合の、隔離用の部屋を確保する。（適切な部屋が確保できない場合は、飛沫感染防止可能なカーテン、パーティションで仕切ったコーナーを用意する）

4 メディア・取材への配慮事項

(1) 主催者の対応事項

①大会主催者は報道各社向けの大会取材要項を作成し、メディアの履行義務事項などを記載し、取材の事前申請を受け付ける。事前申請のない大会では、大会HPやプレスリリースを通じて周知する。また、当日の受付でも「プログラム」などをもとに確認、徹底する。

(2) 取材人数について

①会場（取材エリア／撮影エリア／プレスルームなど）の規模により人数を設定し制限する。できる

限り人数を少なくするよう要請する。

(例) 1社1名(取材・撮影兼務) or 取材/撮影 各1名 など

(3) 取材方法について

- ①腕章やビブスを用意して報道取材者を管理する。
- ②報道受付では事前に用意した体調管理チェック表を受け付ける。
- ③囲み取材・インタビュー：競技者同意のもとソーシャルディスタンス（競技者と取材者および取材者同士の距離）を確保し実施する。マイク、スピーカーの利用や、オンラインの活用など競技者とメディアの位置を分ける方法も検討する。

(4) 取材・撮影エリア

- ①撮影エリアはソーシャルディスタンスで区切る。または、設定できる撮影エリア内でのソーシャルディスタンスをカメラマン同士で調整するよう呼びかける。

(5) 報道取材者の協力事項

- ①取材時はマスクを着用する。
- ②開催2週間前の体調管理・検温の義務と体調管理チェック表の提出、および終了後2週間の体調管理・検温を行う。
- ③会場内では手洗いや咳エチケットなどの実施を心がける。
- ④取材人数・取材方法・取材エリアを遵守する。

5 大会終了後の対応事項（以下の体制を整え大会開催に臨む）

(1) 施設所有者・管理者への確認事項

- ①競技終了後のすべての箇所（机、いす、ドアノブ、パソコン、トイレなど）を消毒する。

(2) 参加者への周知事項と主催者の対応事項

- ①参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておく。
- ②参加者は症状が4日以上続く場合は必ず最寄りの開催自治体の衛生部局に報告し、大会主催者に報告する。
- ③主催者は大会終了後、2週間以内に感染の報告を受けた場合、感染の情報を入手し、開催自治体の衛生部局に連絡し、指示に従い協力する。
- ④感染症のまん延を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にするために、感染症の発生状況等に関する情報を積極的に公表する必要がある。なお、当該情報の公表に当たっては、感染者等に対して不当な差別及び偏見が生じないように、個人情報の保護に留意しなければならない。

6 観客に対する対応事項および感染予防策

- (1) 発熱、咳、倦怠感、咽頭痛などが見られる場合は観戦できない。
- (2) 入場時の濃厚接触を減らすための工夫をする。（待機列、入場列ゾーニング等）
- (3) 開場時間を繰り上げるなど、余裕を持った入場を設定する。
- (4) 可能な場合はサーモメーター等を利用した競技場入場時の体温チェックをする。
- (5) 入場時の手指の消毒とマスク着用を徹底する。

(6) 観戦時の濃厚接触を減らす工夫をする。

- ・ 入場者数の制限（開催地の指針と会場規模にあわせて設定する）
- ・ 他観戦者との十分な距離を空けての観戦（観戦可能座席の工夫）かつ移動を制限する。
- ・ 飛沫感染予防のため、声援をしないよう呼びかける。

【参考させていただいた各種方針・ガイドライン等】

(1) スポーツ庁

- ～新型コロナウイルス感染対策 スポーツ・運動の留意点と、運動事例について～
- ～スポーツ関係の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインについて～

(2) 公益財団法人日本スポーツ協会

- ～スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドラインについて～

(3) 公益財団法人日本レクリエーション協会

- ～新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン～

(4) 文部科学省

- ～新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について～

(5) 厚生労働省

- ～新型コロナウイルス感染症について～
- ～新型コロナウイルスを踏まえた市民による救急蘇生法について～

(6) 外務省（海外安全ホームページ）

- ～新型コロナウイルス感染症に関する緊急情報～

(7) 日本スポーツ振興センター

- ～ハイパフォーマンススポーツセンター 臨時特設サイト～

(8) 特定非営利活動法人日本ダブルダッチ協会

- ～競技会開催に向けたガイドライン～

(9) その他スポーツ競技団体（多数）